

第11回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善 大阪府地方協議会

日時：令和元年10月24日（木） 14：05～16：00

場所：大阪商工会議所 6階「末広の間」

I. 開会

○ 事務局

注意事項説明、資料確認、委員紹介、欠席者、代理出席者の紹介

○ 近畿運輸局 八木局長 開会挨拶

ただいまご紹介をいただきました、近畿運輸局長の八木でございます。

本日は大変お忙しいなか、また、足下の悪いなか、本協議会に委員の皆様出席を賜りまして誠にありがとうございます。日頃、皆様方には私ども国土交通行政の推進に多大なご協力を賜っております。この場を借りてまずは厚く御礼申し上げたいと思います。

この様な場で冒頭、今回の台風の被害を受けられました方々へのお見舞いの言葉を述べさせていただいております。謹んで犠牲になられた方々へのお見舞いとお悔やみを申し上げたいと思います。

さて、この協議会の意義・必要性などについては、もう既に11回ということですので委員の皆様にご改めて申し上げるまでもないかと思っておりますけれども、一昨日、新しく天皇陛下が即位の儀式をされ、いよいよ本当に新しい時代を迎えたなという感じがしているなかで、トラック事業を巡る環境というのは、ひたひたと厳しさを増しているような気がしております。そのようななかで、どのようにしてこのトラック事業を成り立たせ、近くやってみます労働時間、法律で960時間の規律を守っていくかということが喫緊の課題になっていると思います。

一方で、産業界の方を見渡しますと大阪を中心に様々な動きがございます。本日、インテックスで世界各国の観光大臣が集まっておりまして、観光の国際会議のようなものが開かれております。それから、ついこの間までG20サミットも大阪で行われておりました。もちろん、来るべき万博もございます。このように、日本を代表して大阪が様々なイベントの中心になりつつありまして、そういうものを通じて色々な物流のニーズというのも高まりつつあって、いかにその物流を支えるトラック事業を成り立たせていくかということは、実は、極めて大事な課題になっていると思っております。その検討の決め手になるのはやはりこの全体としてこの事業をどうしていくのかという視点だと思います。実際に、G20サミットで非常に厳しい交通規制が

行われる時に、トラック事業者の皆様から言われたのは、やはり荷主の皆様のご協力をいただかないと、荷主の方からオーダーがあった場合になかなかトラック事業者単独では対応できないということで、私ども運輸局も入って、あるいは経産局も入って、産業界にお願いをするということも行いました。

このように、トラック事業のあり方を巡っては産業界、荷主の皆様や、労働界の皆様、消費者の皆様、そして当然ですが私ども行政、自治体、こういった関係の人が集まって協議をして、この難しい課題を打開していく、こういうやり方が必要な訳ですが、その取り組みをまさに諮っているのがこの協議会ということになります。

そして、ただ言っているだけではなくて、具体的な成果を出していかなければいけないということで、本日は、具体的な取り組みといたしまして、懇談会というものを設けたいというのがございます。と申しますのは、物流は運ぶ品目によってその業態の中身がかなり違ってくるということで、この議論を精緻に進めるためには、やはりこういった分野の貨物を運ぶかという業態毎に少しずつ検討を分けて行っていく必要があるだろうということで、実はこれは全国の運輸局で同じような協議会をやっておりますけれども、近畿、私どものところでは、これを加工食品、建設資材、紙・パルプの3つの分野で行わせていただきたいという提案を本日させていただきたいと思っております。

全国のなかでも最も進んでいる取り組みをしっかりとやらせていただきたいということでございまして、是非、手間はかかるのかもしれませんが、皆様よろしくお付き合いをいただきまして、何としてもこの課題に一定の成果をつけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 一般社団法人大阪府トラック協会 辻会長 挨拶

ご紹介をいただきました、大阪府トラック協会会長の辻でございます。

本日は公務・業務ご多忙のなか、近畿運輸局長並びに末満部長、そしてまた大阪労働局井口労働基準部長様をはじめ、各荷主並びに荷主団体、そして労働組合からもご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

前回の会議から約7か月が経っておりますが、この間、5月1日に元号が平成から令和に変わりました。また、地方統一選挙、知事市長選挙、衆議院補欠選挙、参議院選挙といくつかの選挙がありました。そして6月末には我が国初のG20サミットが成功裏に終わりました。また、5月8日には例年より長い休日期間があり、そして今月から消費税が2%あげられ10%になりました。こういった一連の動きがトラックの運行や輸送量に有形無形の影響を及ぼしていたように思います。最近の政府の景気判断で

は景気は緩やかに回復しているとされておりますが、トラック輸送事業の観点からいたしますと、緩やかどころか悪くなっており、景気はすでに下降局面に入ったという見方が多いように感じております。

一方、人手不足は依然として厳しく、8月の全業種の有効求人倍率が1.59倍に対し、自動車運転者は3.07倍と7月から再び3倍を超えております。当協会が理事会社を対象に実施している、本年三ヶ月毎の景況調査ではありますが、この直近の4～6月の調査によりますと、ドライバーが「不足」と「やや不足」を合わせて約7割に達しております。先行きについても約8割が「不足」「やや不足」となっております。業界としてはドライバー確保のため、賃金を含む労働条件の改善に努めておりますが、未だ全産業平均を大きく下回っているのが実情であります。したがってこのことの待遇改善が不可欠であり、その原資となる運賃の是正が何としても必要であることを、是非ご理解いただきたいと思っております。

なお、本協議会の資料議題であります長時間労働の是正につきましては、本年4月1日に働き方改革関連法案が施行され、年間残業時間の上限が規定されました。一般職に関しましては、中小企業の場合は来年4月1日から適用されます。一方、トラックドライバーにつきましては、5年間の猶予の後、2024年4月以降、罰則規定付きで960時間が上限となります。この法案を遵守するため、全ト協では昨年3月、国土交通大臣あてにアクションプランを提出し、働き方改革対応検討本部を立ち上げました。人手不足のなかでこの法案に準拠することは大変厳しい課題ではありますが、弊協会では今後三ヶ月毎に全会員を対象にアクションプランへの対応状況、進捗状況をチェックすることにしております。

また、長時間労働是正に向けては、並行的に国交省が主管となって「ホワイト物流」推進運動が展開されております。現在500社を超える荷主企業が参加の意向が示されているとのことです。国交省では今月から啓発活動の一環として大阪を含む全国10会場でセミナーを開催することを発表しております。なお、「ホワイト物流」推進活動は青年協議会でも積極参加への気運が高まっていることから、現在、弊協会では青年協議会と合同で全会員事業者並びに荷主企業、そして消費者へのアピールを目的に12月12日木曜日、弊協会本部にて決起大会を行う準備を進めております。

一方、国交省はドライバーへの就職希望者や荷主等が事業者を選定する際の参考となるよう運送会社の働き方改革への取組状況を「見える化」するため、「ホワイト経営」認証制度を今年度目標に導入を検討中と聞いております。この制度についても、弊協会では今後その趣旨について周知に務める所存であります。

なお、近年我が国では自然大災害が多発しております。昨年は台風21号で関西、そして今年は台風15号で千葉、さらに台風19号では中越・関東・北陸と広範囲にわたる地区で甚大な災害が生じました。トラック輸送業界では、日常生活においては暮らしと経済を支えるライフラインとしての役割を果たし、災害発生時には全国ネットのトラック協会が互助の精神で救援物資の緊急輸送を行ってまいりました。今後とも、こういった社会的使命を全うするため、地元自治体との密接な連携を図っていく所存であります。

結びにあたり、私どもは今後とも生産性向上を目指し、できる限りの自助努力を重ねるとともに、改正貨物自動車運送事業法の活用と「ホワイト物流」推進活動等のご支援をいただきながら、働き方改革法案を遵守し、健全で信頼されるトラック輸送を目指す所存であります。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○ 事務局

これからの進行は座長である安部先生にお願いをいたします。安部先生、以降の進行をよろしくお願いいたします。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

当協議会の会長を務めております、関西大学の安部でございます。

委員の皆様で若干のご異動がありましたようですので、先ほど八木局長からも少しこの協議会の中身についてお話しがありましたが、簡単に経過だけ私の方からお話し申し上げておきたいと思います。

この協議会は、平成27年に東京に中央、それから各都道府県に設置をされまして、大阪でも4年間、作業をしておりました。本来ですと今年の3月をもって解散ということで、当初、この会が設置され進めてきた訳ではありますが、その後、中央協議会の方で色々検討されまして、もう5年間延長をするということに相成りました。中央協議会の方がそういう事になりましたので、この大阪の地方協議会につきましても5年間延長をして、更に残っている課題について検討を進めさせていただくということになりまして、本日、第11回目を迎えることとなりました。委員の皆様方、何分お忙しいなかお集まりいただきましてありがとうございます。2時間ほどの会議ですので、ご審議方よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、お手元の議事次第に沿いまして議事を進めてまいります。まず第1議題ですけれども、前回、第10回協議会の議事、発言要旨についまし

て確認をしていきたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

Ⅱ．議題

1．第10回協議会発言要旨について

○ 事務局（大阪運輸支局輸送部門）

資料説明 省略

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

委員の皆様の方から、何か補足ですとか意見はありますでしょうか。これでよろしいでしょうか。

（発言なし）

いちばん最後に、参考資料として詳細の議事録をつけておりますので、またお読みになっていただきまして、お気づきの点がありましたら事務局までお届けいただきたいと思います。

それでは、前回第10回の議事概要につきまして、これで確定をさせていただきます。

2．輸送品目別地方懇談会の設置について

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

それでは、続きまして第2議題に入りたいと思います。輸送品目別地方懇談会の設置についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

○ 事務局（近畿運輸局貨物課）

資料説明 省略

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

この3つの分科会といいますか懇談会について、来年度は別の品目で作られるのか、それとも作らないのか。今年度限りの取り組みなのかについて、補足でご説明下さい。

○ 事務局

後ほどの資料で詳細は申し上げますけれども、この3つの品目以外に、荷待ちの長い生鮮食品とか酒・飲料につきまして、次年度以降、本省で懇談会が開かれるというふうに聞いております。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

そういうご提案がありまして、本来ですとここでご承認いただいてから作業を進めるべき話しですけれども、実はもう根回しも大体済んでおりまして、座長になっていただく方も内定が済んでいるということで進捗しております。まずは、こういう取り組みを新たにすることでご承認いただきたいので、何かご意見がありましたらお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○ 辻委員（大阪府トラック協会 会長）

物流と言いましても、運ぶ物は千差万別ですけれども、それぞれ業種・業態によって非常に違いがあります。慣習的な違いであったり、或いは車の特性など。例えば、業種的に見て引っ越しは土曜・日曜・祝日・大安で4月ぐらいに集中してくる。これは慣習ということになっている。最近はそれをならしていく動きもでていきますけれども。それから、航空貨物は高価な物と腐る物と急ぐ物と、景気が悪くなったら船の方へ変わっていくとか、それぞれの物によって随分特性が変わってくると、物流もそれによって共通な部分もありますけれども、それぞれの業界の特殊性もあるということです。できれば個別の特殊事情等もご検討いただければと思います。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

ご意見ありがとうございます。荷主側の方で何かご意見がございましたらお願いいたします。

○ 木村委員（サントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社

SCM本部物流部部長）

先ほど既にご指摘もありましたけれども、やはり業界によって商慣習というのはかなり違っておりますので、合理的な部分もあるとは思いますが、今まで残ってきた商慣習のなかで取り去れない事情というものもあると思いますが、そういったところも少し踏み込んで改善していかないと、なかなかこのドライバー問題とか物流環境の悪化というのは歯止めがかかっていかないのかなと思います。我々としてもそこへ積極的に関与していきたい

と思っております。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

ありがとうございました。他にご意見がありましたらお願いいたします。

○ 榎本委員（住友電気工業株式会社 物流管理部部長）

実際に過去、色々と物流サービスのある意味営業支援という形で使われていたということもあったと思います。特にこの3分野にもそういうことがあるので、商慣習、今お話しがあったようなこと、そこをいかに突き崩して変えていくかというのを、少しメスを入れて進めていかないとうまく変わっていかないんじゃないかなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

今、輸送側、荷主側でお三方からご意見をいただいておりますが、概ねこの方向でいいのではないかと、是非検討を、深まった議論をというご意見だと思いますので、当協議会の元に3つの懇談会を設置いたしまして、個別分野毎に、個別商品毎に更に詳細な問題点をつめてということで作業を進めていただきたいと思います。

委員会は11月と2月にされるのですか。

○ 事務局（近畿運輸局貨物課）

2月ないし3月の予定です。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

それを受けて次の第12回の協議会を開催するということになると思いますので、この3つの懇談会の議論の内容につきましては、次の第12回の会議の時にご披露できるのではないかと思います。この3つの懇談会を前に進めるということではよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

これをもちまして第2議題終了ということで、次が「ホワイト物流推進運

動の取組状況」ということで第3議題に入りたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

3. 府内企業におけるホワイト物流推進運動の取組状況について

○ 事務局（近畿運輸局貨物課）

資料説明 省略

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

ありがとうございました。この運動は今年度限りではなく来年度も引き続きということで理解してよろしいですか。

○ 事務局（近畿運輸局貨物課）

はい、そのとおりです。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

送付事業者数も今全国で6,398社になっていますが、どんどんこれから増やしていくということになるのでしょうか。それとも、6,398社で止めて、これで宣言提出をいただく事業者の方を増やしていくということになるのでしょうか。

○ 事務局（近畿運輸局貨物課）

今のところ後者です。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

そうすると、対象が6,398社でこれになるべく100%に近づける運動をこれから進めていくという取り組みになるということですね。

今日出ているデータで滋賀がやや低いように思うのですが、特にこれといった理由がなくて、たまたま現時点でこういう結果になっていると理解したらいいか、何かちょっと低いところにはそれなりの理由があるのかについて、追加でご説明いただけますか。

○ 事務局（近畿運輸局貨物課）

滋賀、奈良、和歌山については基本的に分母が2桁ということで絶対数が少ないです。例えば滋賀については60分の3ですけれども、これが60分の4になればかなり%が上がるということになります。分母が少ないとこ

ろにおきましては、提出事業者数が1ないし2増えることによってかなり手続きがアップされますので、そのような問題も内包されているのではないかと思います。引き続き行政活動を行っていきます。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

ありがとうございます。この「ホワイト物流推進運動」につきまして、ご参加の委員の方から疑問点あるいはご質問等ございましたらお出しいただきたいと思います。

○ 木村委員（サントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社
SCM本部物流部部長）

1点確認ですけれども、こちらの提出状況が書かれております会社の母数ですが、こちらはどのような基準になっているのでしょうか。

我々、元々サントリー株式会社というところが分社化して、その物流部門が私の今在籍しているMONOZUKURIエキスパートという会社になっているのですが、それ以外にもサントリーフーズであるとか、各社ございまして、最終的に協議を受けてサントリーホールディングスという形でホワイト物流宣言を出させていただいているという状況なので、私たちとしてはサントリーとして入ったという認識ですが、私の会社はそういう意味では名前としては出しておりませんので、そういったところのカウントがどうなるのか、少し心配しております。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

今分かりますか。調べていただかないと即答はできないでしょうか。

○ 事務局（近畿運輸局貨物課）

基本的には全部で5,600社とあとは都道府県のいわゆる主要企業上位50社に対してということで、今おっしゃったように色んな企業、例えば協同組合に入っているときもありますし、ホールディングスで入っていただくときもありますけれども、今、おっしゃったようにホールディングスとそれを構成する各個社がどうなったかということについては、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

折角ですので、木村委員の方から実際に宣言されてどんな取り組みをしておられるかご披露していただけますか。

○ 木村委員（サントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社

SCM本部物流部部長）

私どもは、サントリーホールディングス名で8月27日に宣言をさせていただいております。もうすでに物流環境が非常にきびしくなっている思いのなかで、少しずつ協力会社様とともに改善を進めようという動きはしてきたのですが、一番大きなところでは今年の4月、他社の飲料メーカーの方とも結果として足並みが揃う形になっておりますが、リードタイムの延長というところにトライさせていただきました。なかなか全ての会社様からご理解をいただけなかったのですが、それでも9割以上のお客様、流通のお客様の方からご協力を頂戴できて、今、我々としては物量の半分以上はリードタイムを1日延長した形でできているというところです。それ以外にも改善活動の協力ですとか、あと、モーダルシフトですね。こちらもちょうど取り組んでおります。こちらもちょうど力を入れていきたい、或いは、運賃と料金というところが曖昧になっておりましたので、この4月に運賃改定というものをしまして、そちらのところも作業をお願いしなければならないところについては追加の料金をお支払いするといったような事にも取り組んでおります。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

ありがとうございます。榎本委員、住友電気さんの場合はどのようにされておられるでしょうか。

○ 榎本委員（住友電気工業株式会社 物流管理部部長）

弊社の場合はまだ申請はさせていただいておりません。というのは弊社も色々な事業をやっておりますけども、事業の数・拠点も非常に多いということで当然取り組みの候補と、相手とどういったことをやっていくのかということも整理しないといけないというのが1つと、グループ会社として非常に動きがありまして、その物流問題として色々な相談がありまして弊社だけ単独というわけにはいかないと思いますから、そういう社内グループ機関との調整で少し時間がかかっているということで、こちらの協議会にも出ておりますし、こういう宣言もやっていきたいなと思っておりますので、もうちょっと時間はかかりますがよろしくお願いします。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

ありがとうございます。荷主団体の方で色んなセミナーとかございましたら、是非こういうことをやっているということでご披露いただいてご協力を呼びかけていただきたいと思います。

他に何かこの件でご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

それでは、引き続き取り組みを進めさせていただくということで、これは宣言提出を促していくということで、今後2つの事、2つのロジが示されているのですが、事務局を中心にお願いをしてどんどん増やしていく、こんな感じでしょうか。

荷主の立場から見て、これを増やしてくためには運輸局の方、あるいは労働局の方からこういうような何か援助とかあれば増えるのだが、というようなヒントはございませんでしょうか。木村委員いかがでしょうか。

○ 木村委員（サントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社
SCM本部物流部部長）

荷主である我々とか物流会社様だけの努力ではなかなか解決できなくて、やはり着荷主になられる流通の方々、或いは消費者の皆様にもこういった難しい問題があるということがもう少し広がって行けば、社会全体として直さなければいけない、決して流通の皆様がわがままをおっしゃっているわけではなくて、やはり消費者からの要請に応えるために何とか努力をされていると、その結果非常に苦しい思いもされているというふうに思いますので、そういったところを少しずつみんなが許容範囲・許容度を広げることでもっと良くしていけるのではないかと思います。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

アドバイスありがとうございました。辻委員どうぞ。

○ 辻委員（大阪府トラック協会 会長）

この「ホワイト物流推進運動」の協力依頼の対象数、上場企業と各都道府県の主要企業とで、今ご承知のとおり東京一極集中です。上場企業数で、一部上場で2,400から2,500社、全部で3,600社くらいです。この6,398のうちで、東京が7～8割入っているのではないかと思います。内訳は分かりますか。

おそらく各社さんの東京本社にそれぞれ送付されていると思います。それ

はそれで別に何ということではないのですけれども、そういう点で東京への比重がかなり高くなっています。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

送り方ですけども、本社が東京にある会社については東京の方に送られているのですか。

○ 事務局（近畿運輸局貨物課）

はい。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

東京の方で送付事業者というのは分かりますか。東京だけで4,000社くらいになるのかな。

○ 事務局（近畿運輸局貨物課）

ちょっと即答は厳しいです。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

そうすると、東京の本社に送るとその送られた会社の方のご判断で、大阪の支社とかに降ろしていくというような、こんな感じになっていくのでしょうか。それは、依頼状を送付されるときに支社というかそういうところまで降ろして下さいということを、合わせてお願いされているということでしょうか。そこまで詳細は分かりませんか。それでは結構です。

辻会長が言われたとおり、東京本社ということですので結果として大阪はだいたい東京の1割くらいですから、493社に多分なっているのではないかと思います。

○ 辻委員（大阪府トラック協会 会長）

近畿の合計で949社ですから、15%くらいですね。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

そうですね。このような状況であります。

他に何かご意見はございませんでしょうか。榎本委員どうぞ。

○ 榎本委員（住友電気工業株式会社 物流管理部部長）

前回の会議によせていただいたときに、「ホワイト物流」を一般の方に

知ってもらえるようなPRを進めていかれるような話を伺っていたのですが、その辺、社内での物流部門でも再度なかなか要求してもらえないことがありますので、いかに広く皆様に知ってもらおうかということは大事だと思います。その辺りがどのようなになっていらっしゃるのか、是非教えていただきたいと思います。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

事務局の方どうですか。前回から、一般に広くアピールするようなことが何か進みましたか。なかなか取っかかりが難しくて、或いは東京の中央協議会の方で何かその辺を考えてもらえて取り組みが始まっているとか、分かりましたらご披露下さい。

○ 事務局（近畿運輸局貨物課）

資料5の3ページにありますように、一般向けとしては政府広報をBS・TBSですけれどもここで放映をしている。2日だけですが放映をしているということで、少しずつはやっています。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

少しずつで、なかなか大きなアピールにはならないかもしれませんが、この指摘は大事な点ですのできちっと受け止めて、引き続きできる範囲でそういうふうにはやっていかないといけないと思っております。他に何かご意見はございませんでしょうか。

それでは第3議題の「ホワイト物流」推進運動について、引き続き取り組みを行っていくということでご理解をいただきたいと思います。

それでは、第4議題の働き方改革に関する取組について、大阪労働局の方からご説明をよろしくお願いいたします。

4. 働き方改革に関する取り組み状況について

○ 事務局（大阪労働局）

資料説明 省略

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

ありがとうございました。4ページの資料は、中央協議会とか他の都道府県でも同じような論点整理ということで提示をされているのか、それとも大

阪労働局独自のものですか。

○ 事務局（大阪労働局）

これにつきましては、先行して奈良の協議会のなかでも同様に同じ論点で示していくというふうに聞いておりまして、問題意識は47都道府県共通でございますので、今後長く進めていく議論の1つのたたき台となる論点としてこの場で示させていただいたという位置づけでございまして、あくまでこれに縛られるものではございませんし、1つの見える伝え方として一旦とらせていただいたということでございます。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

これから何年間かけて挑んでいくときの、ここでの議論の1つの視点というか、そういうものではないかという問題提示をしていただいたということですね。辻会長、5点ほど出ているのですが、現時点で何かご意見ありましたらお願いいたします。

○ 辻委員（大阪府トラック協会 会長）

この労働時間の削減の問題でありますけれども、1つは、これとは別に副業・兼業を認める方向という、この辺がはっきりしていない。

もう1つは、例えばヤマト運輸さんが一生懸命労働時間の削減に取り組んでおられて、我々業界のトップとして非常に苦しみながらもやっておられるわけですが、その一方で、その網の目を潜ろうとする荷主、そして事業者、個人事業者みたいなことで、要するに社会保険に入らない、労働基準法適用外で個人事業主としてやっている。ヤマト運輸さんが一生懸命やっているなかで、一方でそういうような動きも結構あるわけです。

大手の荷主さんでも、月75万稼げますと、75万も稼ぐとなったら、聞いているところでは1個あたり250円、3,000個を1ヶ月、30日として不眠不休でやらないといけないわけです。だけど、一方では、労働時間は減っても収入は減らないという事業者もあるわけです。労働時間を減らして収入を減らさないようにするとなるとなってくると、事業主としてもこれは大変なことになってくるわけですし、荷主さんの方にも転嫁していくようなことになっていかなければいけないのですけれども、非常に悩ましいところが色々あるわけですね。ですから、副業・兼業については、これは労働組合の方も反対の立場でおられると思うのですがその辺りいかがですか。山口委員どうでしょう。

○ 山口委員（全日本運輸産業労働組合大阪府連合会 執行委員長）

現場ではかなり労働時間の短縮は進んではいるが、それと同時に給与が下がってしまい、退職に繋がり、労働力不足が進むという問題が発生しています。また今言われたように賃金ダウンによって、「副業したらあかんのか」という現場のドライバーからの声も事実あります。しかし安全が担保されない状況で、副業・兼業の問題は論議できない。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

今のお話しは、色んな基準とか改善基準告示のなかでドライバーの拘束時間とか決まっています、休みの休息時間、一定のインターバルを取らないといけないということがあって、その休みの時に、その空いた時間を利用してどこかでアルバイトをするというか、寧ろこういう労働時間を短縮していくと給料が下がるから、そういうことをしたいというドライバーの声があると、或いは強まっていると、それに対してどういう整備をするかを労働局なり運輸局なりに考えていただかないといけないと、こういう問題提起でしょうか。現実にはそういう声はかなり大きいのでしょうか。

○ 山口委員（全日本運輸産業労働組合大阪府連合会 執行委員長）

確かにそういう声はあります。でもやはり根本的には普通に働いて普通の給料がもらえる、そういう業界を作っていくのが先だと思います。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

現時点では、副業はあまりやらない方がいい、労働時間が下がっても所得の方があまり影響を受けないような形で考えていくべきではないか、そういうお考えだということで整理してよろしいですか。

○ 山口委員（全日本運輸産業労働組合大阪府連合会 執行委員長）

はい。労働組合としてはそういう考えです。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

辻会長。今の点はいかがですか。難しいですか。

○ 辻委員（大阪府トラック協会 会長）

今でもですね、労働時間が2割多くて給料が2割少ないというようなイメージが根付いているわけです。全産業平均的に2割減らして、今でさえ2割低いところを世間並みにしようということになると、運賃を今

から2割も3割も上げないと、とてもじゃないけれども事業の維持継続は難しいということです。今、全ト協の統計を見ましても20台以下のトラック事業者のほとんどは赤字か1%以下の利益率です。62,000から63,000社のなかで、その20台以下の事業者が80%もあります。そういうような業界の実態と、労働時間を減らす、賃金は減らないようにということの整合性を、荷主さんばかりではなくて世の中全体に意識改革が出てこないと実現はできないというふうに思います。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

はい、分かりました。重要な論点で、簡単に片がつく問題ではなくて、今後、更に議論を深めていくような問題だと思います。今日の段階はこれでおいておきたいと思います。大阪労働局の方から説明のありました働き方改革に関する取組ですが、何かご意見はございませんでしょうか。

それでは、労働局の方から5点に渡りまして今後の議論の柱になるような論点の提示がありましたので、これを受け止めまして、協議会のなかで大いに議論していきたいと思います。

それでは、次が第5議題のその他事項になりますが、中央協議会の情報提供ということでよろしく願いいたします。

○ 事務局

資料5により 近畿運輸局貨物課より説明

資料6により 大阪労働局より説明

資料7により 近畿農政局より説明

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

ありがとうございました。今、東京の中央協議会での議論状況や情報提供ということでご説明をいただきました。委員の方、関連してご質問等ございましたらお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

今日まだご発言いただけていない委員の方いかがでしょうか。西田委員どうぞ。

○ 西田委員（日本チェーンストア協会関西支部 参与）

先ほどご意見があったと思うのですが、やはり消費者の皆様のご意見がないと、私どもが頑張ったところで、例えば、商品に長いこと置いておいて下さい、古い商品を置いているということでお店のイメージがダウンするとか色々ございますが、京都府さんと私どもチェーンストア協会のお店で1/3

ルールの見直しという形を進めております。本来であれば1／3で返品する商品を消費期限ギリギリまで売り場に置いておくという取り組みをやっておりまして、そういうことが何故できるかといいますと、京都府さんがPRを含めて行政の方がすごく上から市民の方、府民の方に徹底してPRをしていただいたお陰で、市民の方からの文句といいますかご意見が非常に少ないということで進めておりますので、このようなことはやはり官庁様が国民の皆さん、消費者の皆さんに徹底していただければ進むのではないかと思いますので、その辺を考慮していただければと思います。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

ありがとうございます。京都の協議会は京都府庁からもどなたか委員が入っておられるのですか。

○ 事務局（近畿運輸局貨物課）

入っていなかったと思います。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

そういう議論で京都府の方が消費者行政等で進んでいるのでしょうか。

○ 西田委員（日本チェーンストア協会関西支部 参与）

京都府さんの方ではかなり進んでいます。協力して欲しいということでチェーンストア協会の方へきていまして、1／3ルールの見直しをやっていまして、去年から本格的になっていまして、消費者の皆さんも分かって買いますので、もちろんずっと定価で売っているわけではなく、その分がある程度の割引になっているのですが、消費者の方にもご意見、いい取り組みですねというご意見をいただいております。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

そうですね。やはり消費者の方にご理解いただかないと、業界だけが頑張っているもなかなか前に進みませんので。ご意見ありがとうございました。

他に何か、中央協議会の動きに関してご質問等ございましたらどうぞ。

それでは、中央協議会の方はそういう動きがあるということで、この議題につきましては終わりとさせていただきたいと思います。

最後に、今日の協議会、これで予定していた議題が全て終わるわけですが、何か関連してご意見等ございましたらお出しいただきたいのですがいかがでしょうか。辻委員どうぞ。

○ 辻委員（大阪府トラック協会 会長）

委員の皆さん、お忙しいなかお集まりいただきありがとうございます。

冒頭申し上げましたとおり、トラック運送事業はドライバー確保が非常に難しい。既にドライバー不足による倒産というものもでてきているということで、やはり最大の理由は労働条件、労働環境が悪いということ。

今、業種間、介護関係もなかなか集まらないということで、国の方で大幅に上げていこうという動きがでてきております。自衛隊でも集まらないということで募集年齢を上げると同時に賃金を上げる。この間、ラジオで町の声聞いておりましたら、「自衛隊はあれだけ頑張っているのだからもっと上げたらいいじゃないの」と言っていました。トラックはなかなかそこまで行っていないと思いますけど、トラックだって申し上げたように暮らしと経済を支えるライフラインであるわけですから、このままでは危機感を煽りたいですけれども、安全・安心・信頼される運送というものは維持・継続が難しくなるということについて、例えば、環境問題についてはすでに国民の間で分別回収などということも小学校から教育が徹底していますが、物流につきましても、モーダルシフトしろといいますが、両端はトラックがやるわけですから100%トラックです。駅まで手持ちで行くわけにはいかない。最寄りの駅から最終のところへ持って行くのは、直接・間接的に100%トラックです。ですから、その重要性というものをもう少し、先ほど話しがありましたけれども消費者を含めてやはり意識改革ということが必要だろうということで、是非、ここにおられる委員の方は十分にご認識していただいているわけでありまして、いつでも・どこでも・明日でも届くのだということではなくて、その重要性、社会的役割というものを、皆さんそれぞれの立場においてPRしていただければ、というふうにお願いしたいと思います。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

消費者にご理解を求めるということで、どうでしょうか。事務局の方で何かご意見がありましたらお願いいたします。

○ 末満代理（近畿運輸局）

今日の皆様のご意見を聞いていて、やはり、消費者の方にどのように理解していただくかというのは1つ大きなポイントかなというふうに思っております。実は、中央協議会の方ではメンバーに学識の先生と荷主の方々、物流事業者、行政の他に、消費者団体の方も1人、メンバーとして入って

いただいているところですが、丁度、大阪の今の今日の地方協議会の方ではメンバーに入っていないということもあって、次回なのか来年度の協議会になるのかは分かりませんが、消費者の方にもメンバーに加わっていただいて、そういう意味ではご理解をいただくというのもそうですし、より効果的な周知の方法とかそういった事についてもご助言いただけるようなことができればというふうに考えているところでございまして、今日、もしよければそういう方向で進めたいと思いますし、もし何かご意見とかがあれば、後ほどでも構いませんので事務局の方にいただければというふうに考えているところでございます。

○ 安部座長（関西大学社会安全学部 教授）

悪いお話しではなくて、やはり消費者のご理解というのは非常に大事なので、確かにご指摘を受けたとおりでこれまで4年間やってきて、消費者の代表の方について、消費者問題・消費者のご理解が重要だというのは何回もご意見として出ていたのですが、具体的にそういうことになっておりませんでしたので、その方向で進めるということではよろしいのではないかと思います。委員の方いかがでしょうか。

（意見なし）

それでは、消費者団体の方にも次回から加わっていただこうと思いますので、事務局の方で人選等含めてご検討いただけますか。

それから、京都の話は私も知らなくて勉強になったのですが、京都の協議会で京都府の消費者課みたいなのが入っているのか調べていただけないでしょうか。東京と違って、地方の場合だと自治体も都道府県庁の窓口がどういう発想でやっているのかかなり影響があると思いますので、これもご検討をいただいて、場合によっては地方政府からも入っていただくこともありかなという感じがしないでもないのですが、それが適当かどうか、次回までにご検討いただけたらと思います。

今日の段階ではこれから人選をさせていただいて、次回から消費者団体の方にも入っていただくことにしたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

（意見なし）

それでは、そのようにしたいと思います。これで全部の議題が終わりましたので、事務局の方にお返ししたいと思います。

○ 事務局

安部先生、ありがとうございました。

皆様には長時間にわたり熱心なご議論を頂き誠にありがとうございました。全ての議題が終了いたしましたので、本日の協議会は終了させていただきます。

なお、次回協議会の開催時期については、来年3月16日（月）午後開催したいと考えております。詳細については追ってご連絡差し上げます。

本日はありがとうございました。

以 上